

みやざき農業DXスタートアップ事業（民間連携強化事業）
業務委託企画提案競技実施要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する「みやざき農業DXスタートアップ事業」における「民間連携強化事業」（以下、「本事業」という）の内容並びに同業務における公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容について次のとおりとする。

1 委託事業の目的と内容

（1）目的

「みやざき農業DXスタートアップ事業」は、スマート農業の普及・定着に向けて、デジタルデータを効果的に活用しながら生産性向上を実現するため、指導人材の育成やデータの活用、民間企業等との連携強化を図ることとしています。

特に、「民間連携強化事業」は、県が、県内で取り組むべきスマート農業技術の課題を設定し、その課題に取り組む集団（農業者や民間企業等で構成されるコンソーシアム等）を公募するものであり、採択された受託事業者が、スマート農業技術を活用することで現場の課題を解決し、モデルとなる取組を行うことで、県内への横展開を加速させる。

（2）内容

スマート農業技術を活用し、次の課題に取り組む者を募集します。なお、次の課題のうち、優秀な提案があったものについて採択するため、課題によっては採択がないものもあります。

詳細は、別紙「公募課題一覧表」を参照。

- ① 生産管理システムと豚舎環境センシング技術による省力的養豚経営モデルの実証
- ② 複合環境制御装置装備施設におけるピーマン栽培管理マニュアルの作成
- ③ 無人除草機等を活用したぶどう栽培管理の省力化
- ④ 露地果樹における農地環境推定システムを活用した生育予測・栽培管理の実証
- ⑤ 環境測定装置を活用した光合成量測定による施設野菜栽培管理方法の検討
- ⑥ 施設野菜における ICT を活用した生育調査手法の検討
- ⑦ ドローンを活用した飼料生産における収量拡大、省力・低コスト化の検証

（3）委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

（4）契約上限額

900,000円（1提案あたり）

※ 消費税及び地方消費税を含む

2 応募者の要件

企画提案に参加できるコンソーシアム及びその構成員は、別表1で掲げる要件の他、次のすべての要件を満たすものとする。

- ① 県税に未納がないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- ④ 企画書等の提出時点において、国及び地方自治体から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- ⑥ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、県との協議に応じ迅速かつ円滑に対応ができること。
- ⑦ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

3 企画提案競技実施の公示方法 県庁ホームページにより公示

4 スケジュール

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 実施公告 | 令和 4 年 7 月 1 日（金） |
| (2) 企画提案競技参加申込期限 | 令和 4 年 7 月 13 日（水）午後 5 時 |
| (3) 質問受付期限 | 令和 4 年 7 月 15 日（金）午後 5 時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和 4 年 7 月 22 日（金）午後 5 時 |
| (5) 受託候補者決定 | 令和 4 年 7 月下旬頃 |
| (6) 受託候補者との詳細協議 | 令和 4 年 8 月上旬頃 |
| (7) 本見積書の徴収・受託者の決定 | 令和 4 年 8 月中旬～下旬 |
| (8) 委託業務契約 | 令和 4 年 8 月中旬～下旬 |

5 申し込みの手続き

(1) 企画提案競技参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、別添様式 1 の企画提案競技参加申込書を提出すること。

- ① 申込期限 令和 4 年 7 月 13 日（水）午後 5 時まで
- ② 申込方法 本要領 9 に記載する連絡先に電子メールにより送付するとともに電話にて申込をした旨伝達すること

(2) 質問及び回答

令和4年7月15日(金)午後5時までに、本要領9に記載する連絡先に電子メールにて行うこと。

質問受付日より原則5開庁日以内に企画提案競技参加者全員に回答する。

(3) 提出書類

本企画提案競技に参加する者は、下記の①から⑧を1セットとし、3部提出すること。

- ① 民間連携強化事業の応募について(様式2)
- ② 民間連携強化事業提案書(様式3)
- ③ コンソーシアム規約
- ④ 取組主体が営農集団の場合は規約、法人の場合は定款
- ⑤ 事業費の見積書(内訳のわかる積算)
- ⑥ 機器や資材等を導入する場合はカタログ等の内容がわかるもの
- ⑦ 他地域で当該取組が行われており、その概要を紹介する資料がある場合は、その取組がわかるもの
- ⑧ 前各号に掲げるものの他、知事が必要と認めるもの

(4) 提出期限等

- ① 提出期限 令和4年7月22日(金)午後5時まで
- ② 提出場所 本要領9に記載する連絡先
- ③ 提出方法

持参又は送付により提出すること。

送付にあたっては書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

(5) 留意事項

- ① 提案内容は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え及び撤回は認めないものとする。
- ② 参加要件を満たさなくなった者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は無効とする。
- ③ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

6 審査項目及び選定方法等

(1) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 実施体制

- ・事業を適正に実施するための体制が整っているか
- ・取組の拡大が期待できる体制となっているか 等

② 企画内容

- ・本事業の趣旨や目的等にかなう内容であるか
- ・県施策や計画等に合致する内容となっているか
- ・県内又は地域課題を十分に反映した内容になっているか
- ・事業実施後の普及性を高める工夫があるか 等

③ 経費の適正性

- ・経費の積算の内容は妥当なものか 等

(2) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、優れた提案のあった複数者を受託候補者として選定する。

審査は、提出された提案書を審査委員に提供し、審査基準に基づき審査し、受託候補者を決定する。

(3) 審査結果の通知

応募者に遅滞なく書面により通知する。

7 契約の締結等

(1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。この際、企画提案の内容は、協議の上、変更する場合がある。

(2) 決定した候補者との協議が整わず、契約の見込みがなくなった場合、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。

8 その他

(1) 本事業の企画提案に要する一切の費用は、候補者の負担とする。

(2) 本企画提案競技の参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

(3) 見積もり書については、県と候補者で協議の上、協議が整った場合に再度提出を求め、委託契約を締結する。契約手続きに要する費用は候補者の負担とする。

(4) 提出された書類等は返還しない。

9 連絡先

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県農政水産部農業普及技術課 普及企画担当（担当：波越）

電 話 0985-26-0068

F A X 0985-26-7325

E-mail namigoshi-keita@pref.miyazaki.lg.jp